

小山評定は歴史的事実なのか（その1）

―拙論に対する本多隆成氏の御批判に接して―

白 峰 旬

〈はじめに～4. 7月18日付明行坊・経聞坊宛稲葉通孝書状についての検討〉

【要 旨】

筆者は2012年3月に拙稿「フィクションとしての小山評定―家康神話創出の一事例―」（『別府大学大学院紀要』14号）を發表して、従来、“小山評定”は、慶長5年7月25日、徳川家康が上杉討伐のために東下した諸将を小山（下野国、現栃木県小山市）に招集して、上杉討伐の中止と諸将の西上を決定した軍議として通説化して扱われてきた点を批判し、一次史料の詳細な内容検討によりこれまで通説で肯定されてきた“小山評定”が歴史的事実ではなく、フィクションであることを論証した。

この前掲拙稿の内容に対して、本多隆成氏は同年10月に同氏の論文「小山評定の再検討」（『織豊期研究』14号）を發表し、詳細な御批判を加えられた。よって、本稿では、本多氏によって前掲拙稿に加えられた批判点を検討して反論するとともに、前掲拙稿で検討できなかった諸点についても本稿では論及して考察した。

【キーワード】

関ヶ原の戦い、福島正則、清須城、稲葉通孝書状、浅野幸長書状

はじめに

筆者は2012年3月に拙稿「フィクションとしての小山評定―家康神話創出の一事例―」⁽¹⁾（以下、白峰論文Aと略称する）を發表して、従来の通説では、“小山評定”は、慶長5年（1600）7月25日、徳川家康が上杉討伐のために東下した諸将を小山（下野国、現栃木県小山市）に招集して、上杉討伐の中止と諸将の西上を決定した軍議として通説化して扱われてきた点を批判し、一次史料の詳細な内容検討により、これまで通説で肯定されてきた“小山評定”が歴史的事実ではなく、フィクションであることを論証し、フィクションとしての“小山評定”が江戸時代に捏造された背景についても論及した。

この拙稿「フィクションとしての小山評定―家康神話創出の一事例―」の内容に対して、本多隆成氏は同年（2012年）10月に同氏の論文「小山評定の再検討」⁽²⁾を發表し、詳細な御批判を加

えられた。最新の家康論の決定版である『定本徳川家康』⁽³⁾の御著者として御高名な本多氏より、拙稿に対して詳細な御批判をいただいたことは、大変光栄であり感謝すべきことであると思っている。

よって、本稿では、本多氏によって白峰論文 A などに加えられた批判点を検討して反論するとともに、白峰論文 A などで検討できなかった諸点についても論及して考察することにした。

そのほか、高橋明氏の論文「小山の「評定」の真実」⁽⁴⁾が2013年3月に発表されて、その論文において白峰論文 A に対して御批判を加えられた箇所があるので、その点についての反論は本稿の【補論】でおこなうこととする（ただし、「(慶長5年)7月29日付大関資増宛浅野幸長書状」の解釈に関しては、行論上、本稿の本論中で関説する）。

1. 本多隆成氏からの批判点について

本多氏が前掲論文「小山評定の再検討」（以下、本多論文と略称する）の「三 白峰句説の検討」において、白峰論文 A、及び、拙稿「慶長5年6月～同年9月における徳川家康の軍事行動について（その1）」⁽⁵⁾（以下、白峰論文 B と略称する）に対して批判をされた諸点をまとめると以下ようになる。

- ①日付に関して三説（7月9日説、7月19日説、7月24日説）ある福島正則宛徳川家康書状写について、白峰論文 A で7月24日説の『武徳編年集成』に対して史料批判を加えて、日付と内容が改ざんされていると指摘したことは重要であると認めたくえ、白峰論文 A で7月19日説を採っていることに対して、仮に福島正則宛徳川家康書状写が7月19日付であったとしても、7月25日に小山評定がおこなわれたということについては、白峰論文 A の論証の限りでは、必ずしもそれを全面的に否定したことにはならない。※なお、本多論文では7月24日説を採っている。
- ②そもそも白峰論文 A では、7月19日付の福島正則宛徳川家康書状によって、福島正則は7月19日に西上を家康から命じられたとするが、その白峰論文 A の解釈は誤りであろう。7月19日にはこの家康書状を黒田長政・徳永寿昌に託し、会津攻めのために先行していた福島正則を追いかけさせたのである。その際に「御自身は是迄可有御越」の「是迄」を、7月19日説を採ると江戸となるが、福島正則は7月19日に江戸を發った徳川秀忠よりは先發していたであろうから、すでに小山近くまでは行っていたと考えられる。『福島家系譜』によれば、「下野国小山江被下置候御書左之通」として、〔史料 B〕（白峰論文 A における〔史料 B〕は『福島家系譜』所収の7月19日付福島正則宛徳川家康書状写を指す）を収録しており、福島正則はこの家康書状を小山で受け取ったといわれている。もしそうであれば、黒田長政らが小山に着くのは7月21日以降のことになるので、同日（=7月21日）に江戸から出馬している家康が福島正則を江戸に呼び返すようなことはないはずで、矛盾が生じる。この点が本多論文において7月24日説を捨て切れない所以でもある。
- ③福島正則の動向として、白峰論文 A、白峰論文 B では7月19日に福島正則は家康から西上を命じられ、8月4日にすでに福島正則は清須城に在城しており、7月中に清須城に到着した、としているが、これは8月5日付福島正則・徳永寿昌宛徳川家康書状を読み誤った主張である。この家康書状（本多論文における〔史料8〕）は、（8月）3日付の福島正則らの（家康への）書状に対する（家康からの）返書であり、使者によってあしかけ3日かかって江戸にもたらされていることからすれば、福島正則らは8月3日に小田原ないし三島辺りから家康宛の書状を出したことになる。白峰論文 B では、この書状を清須から出したとして、清須-江戸の

間をあしかけ3日かかって（江戸へ着いた）としても矛盾はない、としているが、番城体制が整い、岐阜城攻略前後で、おそらく継ぎ送りの急使が頻繁に往来していた8月下旬の段階と、東軍先手諸将らの西上で東海道を混乱していた8月上旬段階の交通事情とを同一に論ずることはできない。普通の使者が清須－江戸間をあしかけ3日というのはとても無理で、やはり小田原ないし三島辺りから（江戸の家康へ）遣わされたものと思われる。そうなると、軍勢を率いた福島正則らの清須到着は、家康の西上時の行軍を参考にすると8月10日か8月11日頃となり、白峰論文A、白峰論文Bの清須到着期日（＝7月中旬に清須到着）の推測はまったくの誤りとなる。また、（福島正則が）8月3日になお小田原ないし三島辺りだったとすれば、評定後の7月26日に小山から西上を開始したとみる方が、日程的には整合性があり、福島正則が7月25日の評定に加わることは可能であったといえよう。

- ④『慶長年中ト斎記』の著者であるト斎は本来ならば（家康付の）医師として（家康に）近侍していたのであるから、その記述は信憑性が高いはずであるが、小山評定前後の記述は、日付や内容に一次史料と相違するところが多く、その信憑性にははなはだ疑問がある。しかし、白峰論文Aでは『慶長年中ト斎記』の記載内容から7月24日に「内府ちかひの条々」などが家康のもとに伝わっていたとしているが、これは確かな史実とは見なしがたく、一次史料の検討からは、毛利輝元の加担・三奉行の参画の情報が家康のもとに確実に伝わったのは、7月28日の遅くであったと考えられる。白峰論文Aでは7月24日に「内府ちかひの条々」などが（家康に）伝わっていたとし、白峰論文Bでは、7月29日より前の家康関係の書状などでそのことに触れていないことを、家康が東下した諸大名の離反を防ぐため、その情報を隠して虚偽の記載をしたものとしているが、それは自説（＝白峰説）に合わせた誤った推測にすぎない。そもそも上方の情報はいろいろなルートで諸大名たちにも直接もたらされていて、事実はすぐに明らかになるのであるから、（家康が）そのような姑息な手段を弄する意味がなかったといえよう。
- ⑤7月29日付大関資増宛浅野幸長書状（本多論文における〔史料9〕、白峰論文Aにおける〔史料E〕）の内容について、本多論文では次のように解釈している。「上方之儀」（石田三成らの決起）について諸将の間で談合があり、会津への軍事行動が延期されたこと、「上辺之儀」（上方の動向）については家康が聞き届けたうえで、その状況を諸将に伝えると家康が言ったこと、そのうえで、駿河より上に領国がある諸将の軍勢はいずれもその国々に返すこと、つまり西上することになったと述べている。さらに、（7月）23日付の大関資増の書状に対しては、宇都宮から結城まで戻っていた浅野幸長は、ちょうどその時期には小山に行っていたため、すぐには返事を出せなかったと言っている。家康が小山に在陣していて、豊臣系諸将も小山に集まって来たことは『石川正西聞見集』にも「家康様は小山といふ所に御在陣、上方大名衆も小山あたりに御入候」とみえていて、この7月29日付大関資増宛浅野幸長書状に記された浅野幸長の行動ともよく符合している。さらにこの浅野幸長書状では、そこで会津攻めの延期が決まり、豊臣系諸将が西上することになったということが明らかである。しかも、浅野幸長が小山に行った日が、白峰論文Aでの推測どおり7月24日であったとすれば、そのことは白峰論文Aの意図とは逆に、翌（7月）25日に小山評定がおこなわれたとする通説をむしろ裏付けることになるだろう。白峰論文Aでは、7月29日付大関資増宛浅野幸長書状について、小山で評定がおこなわれたとみることに慎重であるが、この書状を素直に読めば、浅野幸長は小山に向かい、そこで会津攻めの延期や豊臣系諸将の西上が決まったことが明らかである。
- ⑥白峰論文Aでは、7月18日付明行坊・経聞坊宛稲葉通孝書状⁽⁶⁾において「仍関東陣沙汰も相延候由にて、道より令帰宅候」などと記されていることから、徳川中樞サイド（家康と少数の

側近)では、石田三成の「別心」を見越して上杉討伐を中止し、諸大名の軍勢を西上させることが内密に決定されていた、とか、『慶長年中卜齋記』によれば、諸将の西上の決定が、そもそも協議するような性格のものではなかったこと(=家康が西上を命じればそれで済むこと)を明確に示している、と指摘したことについて本多論文では次のように批判している。本多論文では、当時の家康と豊臣系諸将との間には、いわゆる主従関係はなかったことに注意しなければならない、確かに会津の上杉討伐で(家康が)豊臣公儀を背負って軍事指揮権は家康に認められていたが、それは会津攻めに限ったことであり、無制限に権限を付与されたものとは考えられないと指摘したうえで、そのような観点からすれば、白峰論文Aにおいて、石田三成の決起などの情報もない中で、7月18日以前に徳川中枢サイドで一方向的に会津攻めを中止して諸大名の西上を決定したり、7月19日に福島正則に西上を命じたとしている点について、どうしてできるのか根本的に疑問である、と本多論文では指摘している。

- ⑦白峰論文Aでは、7月18日付明行坊・経聞坊宛稲葉通孝書状⁽⁷⁾の記載内容から、稲葉通孝は7月18日の時点で上杉討伐の延期により途中から国許に帰っているとし、7月18日より前に上杉討伐の延期を家康サイドから伝えられたとしているが、もしそうだとすれば、上杉討伐の延期は7月18日以前に「公然」化していた、ということになり、他方で、石田三成の決起が伝わる以前に、上杉討伐の中止と諸大名の西上を徳川中枢サイドで「内密」に決定していたとする白峰論文Aの主張と矛盾することになる。本多論文では、石田三成の決起が伝わる以前の7月18日より前に、上杉討伐の中止が決定・公表されるようなことはあり得なかったと考えられるので、7月18日付明行坊・経聞坊宛稲葉通孝書状における「関東陣沙汰」が上杉討伐にかかわるものかどうか疑わしいと指摘している。また、稲葉一族についてみると、この時点では、稲葉通孝の父・稲葉貞通や兄・稲葉典通は岐阜城の織田秀信に属して西軍として犬山城に入り、稲葉通孝自身もこの後、父の居城美濃国八幡城(郡上城)に立て籠もり、東軍の遠藤慶隆・金森可重らの攻撃に対し防戦をしているので(『寛政重修諸家譜』第十)、稲葉通孝が上杉討伐のために東下するようなことはなかったのではなかろうか。
- ⑧拙著『新「関ヶ原合戦」論-定説を覆す史上最大の戦いの真実-』⁽⁸⁾の第1章の「東軍・西軍という区分への疑問」という項で「権力闘争の本質を見極めるためには、石田三成・毛利輝元連合軍VS徳川家康主導軍、という区分の方が至当」であり、「東軍・西軍というのは、その内実を見ると本来意志統一された軍集団ではないため、従来の区分は不適切であり、東軍・西軍という呼称は今後使用すべきではない」と指摘していることに対して、本多論文では、両軍の軍事力の構成をみると、三奉行や毛利輝元・宇喜多秀家らの檄文に応じて上洛してきたのは、一部に北陸方面の人数を含むとはいえ(『真田家文書』上巻、56号)、石田三成自身が「九州・四国・中国・南海・山陰道之人数」といっているように(同、51号)、圧倒的に西国の大名たちであり、これに対して、家康主導軍に与したものは、黒田長政・加藤清正(引用者注：加藤清正是家康方ではあるが、9月15日の関ヶ原の戦い〔本戦〕には参戦していない)・加藤嘉明・藤堂高虎・細川忠興らを含むとはいえ、主として奥羽・関東・東海・北陸など、上杉景勝・佐竹義宣らを除く東国の諸大名であり、決戦の場では家康主導軍が東方に、石田三成主導軍が西方に布陣したなどの理由から、前掲・拙著での石田三成・毛利輝元連合軍と徳川家康主導軍という主張を含意しながらも、便宜的かつ簡潔に徳川家康主導軍を東軍といい、石田三成主導軍を西軍と呼ぶことは必ずしも不当とはいえないであろう。
- ⑨白峰論文Bにおいて、8月13日付山内一豊宛大久保忠常書状(『山内家史料第一代一豊公紀』、335頁)により、山内一豊は8月13日に掛川にいたと指摘している点について、本多論文では、
- a. この書状では西上していった山内一豊に(大久保忠常が)上方の様子を聞きたいと

いるだけで、8月13日に山内一豊が掛川にいたことを示すものではない、b. そもそも8月13日に江戸から出す書状であるから、一豊の手元に届く頃には山内一豊は清須城にいることを見越して上方の様子を尋ねている、c. この書状を取めた「御家伝并御武功記」によれば、山内一豊は（居城の掛川城に）帰城したものの（掛川）城を（家康から遣わされた番手の）松平康重に明け渡したため、（家臣の）乾加兵衛宅に一兩日滞在して軍の用意をしたといっているの、やはり8月10日頃には（山内一豊は掛川を）出立したとみるべきであろう。

本多論文で指摘を受けた批判の諸点は以上のようになるが、上記①～⑦は小山評定の問題を考えるうえで直接関係する諸点であり、上記⑧は関ヶ原の戦いをマクロに考えるうえで関係する点である。そして、上記⑨は8月における山内一豊の行動日程に関する点である。

こうした諸点について、以下、本稿においていくつかの論点に分けて考察する中で検討していくこととする。

2. 福島正則はいつ清須城に帰城したのか

慶長5年8月23日の岐阜城攻城戦、同年9月15日の関ヶ原の戦い（本戦）に実際に参戦した生駒利豊が報告した書状である「極月13日付坪内定次宛生駒利豊書状」（生駒陸彦・松浦武編『生駒家戦国史料集－尾張時代の織田信長・信雄父子を支えた一家－』⁽⁹⁾所収）の内容から、岐阜城攻城戦がおこる以前の生駒利豊の動向を見ていくことにしたい。

この書状を記した生駒利豊は、尾張国小折城主（現愛知県江南市）であり、慶長2年（1597）の時点で生駒利豊は1560石、父の家長は395石6斗の知行をそれぞれ豊臣秀吉から宛行われていた⁽¹⁰⁾。

生駒利豊の履歴については、①16才の時は生駒五郎八と名乗り、父の家長についてはじめて小田原の陣に行った、②帰陣後、蜂須賀家政から名字をもらい、蜂須賀五郎八と名乗り、蜂須賀家政の肝煎で豊臣秀次へ出仕して、天正19年（1591）10月（11月カ）28日、諸大夫になり蜂須賀隼人正と名乗った、③豊臣秀次の奥州陣立へも始終供奉して、その後、（秀次事件により）秀次が高野山へ入山した後、牢人したため、蜂須賀家政が利豊の身上の相談に乗って阿波国へ来るように約束したが、尾張国において親の家長が隠居してその跡職を利豊に譲ったため、名字を生駒に改めて小折村に居住することになった、④豊臣秀吉へ奉公するという先規により、尾張国付であるため、年に一度程ずつ上方へのほり、普段は在所（尾張国小折）にいた、というものであり⁽¹¹⁾、尾張国における小領主、つまり尾張衆であったことがわかる。

生駒利豊がこの書状を記した経緯については、松浦武氏の研究によれば（前掲『生駒家戦国史料集』）、次のようなものであった。あるとき、井伊直孝・坪内家定・安藤直次・成瀬正成たちが一緒になった。たまたま関ヶ原合戦の話になり、この合戦で福島正則の麾下に入り、尾張衆として参戦した生駒利豊の活躍に話題が及んだ。生駒利豊（慶長5年の時点で26才）は普段から自分の手柄話をするのがなかったので、一座の誰もその実態を知らなかったため、後日を期することになったのか、坪内家定の子息の坪内定次が生駒利豊のところへ問い合わせてきた。それに対して、生駒利豊が坪内定次へ返書を書いたのがこの書状である。この書状の年次については、上述した成瀬正成の没年が寛永2年（1625）であることから、それ以前のものである、と松浦武氏は考察している。

筆者（白峰）は、この書状の中に「加納之美作殿」という記載があることから（本稿での引用箇所以外の部分における記載）、奥平信昌（美作守）が慶長6年（1601）から美濃加納城主であった点と、奥平信昌の没年が慶長20年（1615）3月である点を勘案すると、この書状は慶長6年か

ら同19年(1614)の間に年次比定できる、と考えている。

なお、生駒家長の女(=娘)が坪内家定の妻であり、その子が坪内定次であることから⁽¹²⁾、生駒家と坪内家は親戚関係にあったことがわかる。そうした関係で書状のやり取りがあったのであろう。この生駒利豊の書状内容については、前掲『生駒家戦国史料集』⁽¹³⁾に収録されたものをもとに以下に引用した。書状原文(史料原文)における一部の語句の読みについては、筆者(白峰)が訂正した箇所がある。そして、筆者(白峰)がおこなった現代語訳もそれに従って訂正している。

〔史料1〕「極月13日付坪内定次宛生駒利豊書状」⁽¹⁴⁾

(前略) 先年、石田治部少出入之剋、我等儀在所ニ在之候処、岐阜ニ居申候津田藤三郎方方拙者ニ北方まで罷出候様ニと申越候間、則出合申候へハ、今度岐阜中納言殿、石田治部少被仰合候、清須を取申筈にて、近日川越可在之候、左候へハ我等ニも一所ニ罷成候様ニと為申聞候、追而津田藤右衛門、木造左衛門佐方方も右之通書状被差越候、然所ニ石田治部少家中ニ罷在候前野兵庫、大嶋又右衛門と申仁方方も、此御候間、治部少へ礼をも申尤之旨、我等在所迄態申越候、其以後、中納言殿方土方藤蔵・小川久右衛門両使にて、此時之儀候条、急度岐阜へ罷越候様ニと御書被下候、右之使者もとし候て後、我等親玄球申候ハ、大(太カ)閣(マ)方役なしニ在所致拝領候、秀頼之儀と申、中納言殿ハ三代相恩之主君にて候、はやく岐阜へ罷越、御礼をも申可然由候、尤其段承届候、併福嶋左衛門大夫殿、東へ出陣にて清須留守之躰ニ候、日比大夫殿、我等ニ別而懇切にて候、又秀頼へたいし大夫殿無通候、其上治部少才判之儀ニ候へハ、清須へこもり候とても、秀頼へあなち弓をひくにても無之歟、殊更清須以外手せはニ罷成候、旁以清須へ可罷越と申候へハ、親も尤之由申二付、則人しちをめしつれ清須へ参候、岐阜方川越も遅々候内ニ、大夫殿帰城故、仕合ニ罷成候、秀頼之馬廻衆、清須へこもり候衆もあまた候へ共、岐阜、治(「部」脱カ)少家中なと方理之御座候ハ拙者方外ニ無之事(後略)

〔現代語訳〕※現代語訳は筆者(白峰)がおこなった。

(前略) 先年、石田治部少(=石田三成)の出入り(=争い)の時、我等(=生駒利豊)のことは在所(=尾張国小折)にいたが、岐阜(城)にいた津田藤三郎方(=岐阜城主・織田秀信の重臣)より拙者(=生駒利豊)に北方(尾張国葉栗郡、現愛知県一宮市北方町)まで出てくるようにと申し越したので、つまり、出会った(=対面した)ところ、この度、岐阜中納言(=織田秀信)と石田治部少(=石田三成)が申し合わせて、清須(城)を取る(手)筈にて、近日、川越え(=木曾川越え)をする予定である。そうであるならば、我等(=生駒利豊)にも一緒になるようにと申し聞かされた(=言い聞かされた)。やがて、津田藤右衛門・木造左衛門(=木造長政)(=2人とも岐阜城主・織田秀信の重臣)方よりも右の通り、書状を差し越した。しかるところに、石田治部少(=石田三成)の家中にいた前野兵庫(=前野忠康=舞兵庫)・大嶋又右衛門という者(の)方よりも、この時なので治部少(=石田三成)へ礼をも言うのが尤もである旨を、我等(=生駒利豊)の在所までわざわざ申し越した。それ以後、中納言殿(=織田秀信)より土方藤蔵・小川久右衛門を両使として、この時のことなので、すぐに岐阜(城)へ来るように、と御書を下された。右の使者を戻した後、我等(=生駒利豊)の親・玄球(=生駒家長)が述べたことは、「太閣(=豊臣秀吉)より役(=軍役)なしに在所を拝領した。(豊臣)秀頼のことと言い、中納言殿(=織田秀信)は、三代相恩(=三代にわたって主君から代々恩義を受けていること)の主君である。早く岐阜(城)へ行き御礼をも述べるのがしかるべきである」(と生駒家長が言った)。(こ

の生駒家長の発言に対して、生駒利豊は「その内容は承った。しかしながら、福島左衛門大夫殿（＝福島正則）は東（国）へ出陣して、清須（城）は留守の様子である。日頃、大夫殿（＝福島正則）は我等（＝生駒利豊）へ特に懇切にしている。また、（豊臣）秀頼に対して大夫殿（＝福島正則）（の忠誠心は）隠れない（ものである）。そのうえ、（今回のことは）治部少（＝石田三成）（の）才判（＝宰判＝支配すること、とりしきること）のことであるので、清須（城）へ（生駒家長と生駒利豊が）籠っても秀頼へあながち弓を引くことにもならないのではないか。特に清須（城）以外は手狭になっている。どちらにしても、清須（城）へ行くべきである」と（生駒利豊が）言うと、親（＝生駒家長）も尤もであると言ったので、そこで、人質を召し連れて清須（城）へ行った。岐阜（城）からの川越え（＝木曾川越え）も遅くなっているうちに、大夫殿（＝福島正則）が（清須城へ）帰城したので、（こういった）状況になった。（豊臣）秀頼の馬廻衆や清須（城）へ籠った衆も多いが、岐阜（＝織田秀信）・治部少（＝石田三成）の家中などより、（事前に勧誘の）ことわり（＝説明）があったのは、拙者（＝生駒利豊）よりほかはなかった。（後略）

以上の生駒利豊の書状内容からは、生駒利豊と父の生駒家長が清須城（福島正則の居城）に入城するまでの経緯が詳しくわかるとともに、岐阜城主・織田秀信と石田三成からの生駒利豊・生駒家長への勧誘工作を具体的に知ることができる。

上記の生駒利豊の書状内容をまとめると、①在所（＝尾張国小折）にいた生駒利豊に対して、岐阜城の津田藤三郎（＝岐阜城主・織田秀信の重臣）から勧誘工作があり、直接会うことになった、②そこでは、織田秀信と石田三成が協力して清須城（福島正則の居城）を奪取する計画であり、近日、木曾川越えをする予定である、と言われた、③そのため、生駒利豊も味方になるようにと説得された、④その後、津田藤右衛門・木造左衛門（＝木造長政）（＝2人とも岐阜城主・織田秀信の重臣）からも書状が来たほか、石田三成家臣の前野兵庫（＝前野忠康＝舞兵庫）・大嶋又右衛門からも、味方になるように言ってきた、⑤また、織田秀信から土方藤蔵・小川久右衛門を使者として、すぐに岐阜（城）へ来るようにとの書状がきた、⑥こうした織田秀信と石田三成からの勧誘工作に対して生駒利豊と父の生駒家長は対応を協議した、⑦生駒家長は、豊臣秀吉から所領を拝領していて、（その後継者である）豊臣秀頼との関係から、織田秀信は三代相恩（＝三代にわたって主君から代々恩義を受けていること）の主君であるから、早く岐阜城へ行き織田秀信に味方するように、と述べた、⑧これに対して、子の生駒利豊は、（現在は）福島正則は東国へ出陣していて、（その居城である）清須城は留守になっているが、日頃、福島正則は生駒利豊に対して特に懇切にしていること、豊臣秀頼に対して福島正則（の忠誠心は）隠れないものであり、そのうえ、（今回のことは）石田三成の才判（＝宰判＝支配すること、とりしきること）であるので、清須城へ（生駒家長と生駒利豊が）籠っても秀頼へ反逆することにはならないこと、などの理由から、清須城へ行くべきであると述べたので父の生駒家長は同意した、⑨この結果、生駒利豊・生駒家長は人質を連れて清須城へ行った、⑩織田秀信と石田三成が協力して清須城を奪取するための木曾川越えの予定が遅れている間に、福島正則が清須城へ帰城した、というようになる。

この中で重要なのは、a. 織田秀信方と石田三成方から熱心に生駒利豊に対して勧誘工作がおこなわれた、b. 織田秀信と石田三成の軍事目標は、木曾川渡河と清須城奪取であった、c. 父の生駒家長は織田秀信に味方して岐阜城へ行くことを主張し、子の生駒利豊は福島正則に味方して清須城へ行くことを主張した、d. 結果的には清須城へ行くことになったが、そのことが豊臣秀頼への反逆にならない点が意識された、e. 清須城へ行くのは福島正則とのこれまでの関係を

生駒利豊が考慮したことによるものであって、家康への忠誠心などというものは全く言及されておらず、家康に味方するという意識は全くなかった（つまり、この時点では豊臣秀頼が公儀を体現しているのであり、家康は公儀を体現していないことがわかる）、f. 生駒利豊が清須城へ行った時点では、まだ福島正則は清須城に帰城していなかった、g. 織田秀信と石田三成による木曾川渡河と清須城奪取が遅れたため、その前に福島正則が清須城へ帰城した、などの諸点である。

特に、福島正則の清須城への帰城は、他の諸大名と共に帰城したとは記されていないので、福島正則は単独で清須城へ帰城したと考えられる。また、織田秀信と石田三成の軍事目標が清須城奪取であったと明確に記されている点は、白峰論文 A において「福島正則の居城である清須城（尾張）は、東海道筋で家康に味方する有力な大名の居城としては最西端に位置し、石田三成方の軍勢が東進した場合、清須城を奪取する可能性が高い」と指摘したことが史料的に裏付けられたことになる。

上記の生駒利豊書状には、福島正則が清須城へ帰城した時期（月日）が記されていないので、福島正則が清須城へ帰城した時期との関連を以下に考察したい。

7月26日付で三奉行（前田玄以・増田長盛・長束正家）は、中川秀成に対して、濃州のことは、織田秀信（岐阜城主）・稲葉貞通（美濃郡上八幡城主）と大垣城・犬山城はすべて秀頼様に忠節をすることに決まり、人質を進上した、と報じた⁽¹⁵⁾。このことから、7月26日の時点で、織田秀信は石田三成・毛利輝元方であったことがわかる。

7月17日に大坂の三奉行（長束正家・増田長盛・前田玄以）が家康を弾劾した「内府ちかひの条々」13カ条を諸大名に出したことを勘案すると、織田秀信が石田三成・毛利輝元方に与同したのは、7月17日から同月26日の間ということになる。この点を考慮すると、織田秀信と石田三成が協力することになったのも同時期（7月17日から同月26日の間）と考えられる。上記の生駒利豊書状の内容を見ると、生駒利豊に対する勧誘工作の中心として動いたのは織田秀信であり（重臣を派遣する、重臣から書状を出す、重臣から使者を出す）、石田三成家臣からの勧誘工作は1度しかなかったことがわかる。このことから、織田秀信と石田三成家臣が生駒利豊に対して勧誘工作をおこなった時期は、石田三成がまだ美濃・尾張に来ていなかった時期（つまり早い段階）ということになろう。

その後、上記の生駒利豊書状に記されているように、織田秀信・石田三成による清須城奪取の実行前に福島正則が清須城に帰城したということは、織田秀信・石田三成の生駒利豊に対する勧誘工作実施後、それ程日にちを置かずに福島正則が清須城に帰城したことを示している。

白峰論文 A、白峰論文 B では、7月19日付福島正則宛徳川家康書状写⁽¹⁶⁾により、①福島正則は家康から西上を命じられたことから、他大名に比べて最も早く単独で西上した、②8月朔日付田中吉政宛徳川家康書状⁽¹⁷⁾の検討により、8月1日の時点では、田中吉政は西上して居城の岡崎城に在城していたと考えられる、③よって、田中吉政より早く西上した福島正則は8月1日の時点では西上して居城の清須城へ在城していたはずであり、7月中には清須城に到着していたと考えられる、という諸点を指摘した。

上記の生駒利豊書状の内容は、福島正則が7月中には清須城に到着していた、とする白峰論文 A、白峰論文 B の指摘と矛盾するものではなく、福島正則が他大名に比べて最も早く単独で西上して清須城へ帰城した、とする白峰論文 A、白峰論文 B の指摘を傍証するものと言える。

このほか、8月8日付田中吉次宛堀尾吉晴書状写⁽¹⁸⁾によれば、田中吉次は西上の途次、8月8日前後に本坂（遠江国）を通っているの、田中吉次よりも早く西上した福島正則が8月8日の時点で遠江国以東にいたことは考えられないことになる。

このように考えると、本多論文で「軍勢を率いた正則らの清須到着は、家康の西上時の行軍を

参考にすると10日か11日頃となり」(＝つまり、福島正則の清須到着を8月10日か8月11日頃としている)としている点(上記「1. 本多隆成氏からの批判点について」における③)は妥当ではないことがわかる。

3. 8月5日付福島正則・徳永寿昌宛徳川家康書状についての検討

本多論文では、8月5日付福島正則・徳永寿昌宛徳川家康書状⁽¹⁹⁾(本多論文における〔史料8〕)について検討しており、白峰論文A、白峰論文Bに対する批判点(上記「1. 本多隆成氏からの批判点について」における③)とも関係するので、その徳川家康書状を以下に提示して検討したい。

〔史料2〕「(慶長5年)8月5日付福島正則・徳永寿昌宛徳川家康書状」⁽²⁰⁾

三日之御状、今日申刻於江戸令披見候、聊油断無之候間、可御心安候、羽三左・藤佐・井伊兵部少輔進之候間、御談合候而、一刻も其道筋御明候事専一候、猶替儀候者可被仰越候、恐々謹言

八月五日

家康(花押)

清須侍従殿

徳永法印

この8月5日付福島正則・徳永寿昌宛徳川家康書状について、本多論文では以下のように解釈している(上記「1. 本多隆成氏からの批判点について」における③)。

- a. (8月)3日付の福島正則らの(家康への)書状に対する(家康からの)返書であり、使者によってあしかけ3日かかって江戸にもたらされていることからすれば、福島正則らは8月3日に小田原ないし三島辺りから家康宛の書状を出したことになる。
- b. 白峰論文Bでは、この書状を清須から出したとして、清須-江戸の間をあしかけ3日かかって(江戸へ着いた)としても矛盾はない、としているが、番城体制が整い、岐阜城攻略前後で、おそらく継ぎ送りの急使が頻繁に往来していた8月下旬の段階と、東軍先手諸将らの西上で東海道が混乱していた8月上旬段階の交通事情とを同一に論ずることはできない。普通の使者が清須-江戸間をあしかけ3日というのはとても無理で、やはり小田原ないし三島辺りから(江戸の家康へ)遣わされたものと思われる。そうすると、軍勢を率いた福島正則らの清須到着は、家康の西上時の行軍を参考にすると8月10日か8月11日頃となり、白峰論文A、白峰論文Bの清須到着期日(＝7月中に清須到着)の推測はまったくの誤りとなる。
- c. (福島正則が)8月3日になお小田原ないし三島辺りだったとすれば、評定後の7月26日に小山から西上を開始したとみる方が、日程的には整合性があり、福島正則が7月25日の評定に加わることは可能であったといえよう。
- d. 福島正則の動向として、白峰論文A、白峰論文Bでは7月19日に福島正則は家康から西上を命じられ、8月4日にすでに福島正則は清須城に在城しており、7月中に清須城に到着した、としているが、これは8月5日付福島正則・徳永寿昌宛徳川家康書状を読み誤った主張である。

以上の本多論文の解釈の論点である上記a.～d.について以下に検討したい。まず、上記a.では「(福島)正則らは(8月)3日に小田原ないし三島辺りから家康宛の書状を出したことになる」とし、上記c.では「(福島正則が)8月3日になお小田原ないし三島辺りだっ

たとすれば」としているが、これはどのような史料的根拠によるものなのであろうか。本多論文では、その史料的根拠について明記していないので、8月3日の時点で福島正則・徳永寿昌が小田原ないし三島辺りにいたとする一次史料を明示すべきであろう。史料的根拠がないとすれば、この点は推測から立論したことになり、この推測をもとに立論した上記c. の考察結果も不確かなものになるのではないだろうか。

そもそも、小田原から書状を出した場合、あしかけ3日もかからず、その日のうちに江戸へ着くのではないだろうか。江戸-小田原(ないし三島辺り)の所要日数をあしかけ3日と想定するのであれば、その史料的根拠となる一次史料を明示すべきであろう。

上記b. については、本多論文で「軍勢を率いた福島正則らの清須到着は、家康の西上時の行軍を参考にすると8月10日か8月11日頃となり」(=つまり、福島正則の清須到着を8月10日か8月11日頃としている)としている点について本稿において上述のように反論を加えたが、それ以外に、家康の西上時の行軍はすでに清須城を確保し、岐阜城を落城させた段階での行軍であり、ゆっくりと進むことができたが、清須城が石田三成・織田秀信によって奪取される危険をはらんだ状況下では至急、福島正則が西上して清須城に帰城しなくてはならず一刻も早く急いで行軍したのは当然であろう。よって、家康の西上時の行軍日程は参考にはならないと考えられる。

上記b. では、白峰論文Bにおいて、8月3日に清須から福島正則が江戸にいる家康に対して書状を出し、その書状が8月5日に江戸に着いたと想定(つまり、清須-江戸間をあしかけ3日かかったという想定)している点について、本多論文では「普通の使者が清須-江戸間をあしかけ3日というのはとても無理」と批判している。さらに、本多論文では「番城体制が整い、岐阜城攻略前後で、おそらく継ぎ送りの急使が頻繁に往来していた8月下旬の段階と、東軍先手諸将らの西上で東海道が混乱していた8月上旬段階の交通事情とを同一に論ずることはできない」とも述べている。

上記の8月5日付福島正則・徳永寿昌宛徳川家康書状には、「一刻も其道筋御明候事専一候」(=一刻も(早く)その道筋をあげることを専一にするように)と記されていることからわかるように、緊急を要する内容であり、本多論文で述べるような「普通の使者」でなかったことは明らかである。よって、緊急を要する使者が清須-江戸間をあしかけ3日で遣わされたと想定したのであり、白峰論文Bにおいて「後のケースをみると、岐阜-江戸間をあしかけ4日、或いは5日で書状が届いているので、清須-江戸の間をあしかけ3日かかったとしても矛盾はないと考えられる」と指摘したように、岐阜-江戸間よりも清須-江戸間の方が距離的には短いので、清須-江戸間をあしかけ3日で書状が届いた、という想定は成り立つと考えられる。

そもそも、この家康書状の内容からすると、8月3日付で福島正則・徳永寿昌から徳川家康に送られてきた書状はその内容は伝存しないものの、尾張・美濃方面の状況を緊急に報告した内容であったことは容易に想像できる。それに対する家康の指示が「一刻も其道筋御明候事専一候」というものであった。つまり、8月3日付で福島正則・徳永寿昌から徳川家康に送られてきた書状には「其道筋」があいていない状況が記されていたのであろう。それでは、「其道筋」とは具体的に何を意味するのであろうか。清須城までの東海道の道筋の諸大名は家康に与同していたわけであるから、清須までの東海道の道筋をあげるという意味でないことはわかるので、「其道筋」とは清須から上方への道筋という意味にとらえることができる(8月3日の時点では岐阜城主・織田秀信は石田・毛利方についていて、清須から上方への道筋はふさがっていた)。ということは、福島正則・徳永寿昌が8月3日の時点で清須城にいたことを示すことになる。もし、8月3日の時点で福島正則・徳永寿昌が東海道の途上にいたのであれば、「其道筋」をあげるように、という家康の指示は意味が通らなくなるのである。

本多論文が指摘する番城体制の整備については、軍勢の移動に関しては東海道が混雑していた8月上旬と同月下旬では違いがあるのかもしれないが、緊急の書状を届けることに関しては単に使者の往来だけであるので番城体制の整備の有無の影響は受けないのではないかと考えられる。

本多論文で「普通の使者が清須－江戸間をあしかけ3日というのはとても無理」と批判している点について、反証として次の事例を提示したい。「(慶長5年)9月19日付大関資増宛浅野長政書状写」⁽²¹⁾には、「去十四日之御状、昨十八日至濃州赤坂相届、拝見之」と記されていて、9月14日に大関資増(下野国黒羽城主)が浅野長政に対して出した書状が9月18日に美濃赤坂に届いたことがわかる。つまり、黒羽(下野国、現栃木県大田原市)－赤坂(美濃国、現岐阜県大垣市)の間をあしかけ4日で届いたのであるから、その区間距離よりも短い区間距離である清須(尾張国、現愛知県清須市)－江戸(武蔵国、現東京都千代田区)の間をあしかけ3日で届いたとしても全く矛盾はないのである。よって、本多論文で「普通の使者が清須－江戸間をあしかけ3日というのはとても無理」という指摘は根拠が薄弱であると言えよう。

上記c. については、7月25日に小山評定がおこなわれたこと、及び、その評定に福島正則が参加したことを一次史料で明確に立証しない限り、単なる推測にとどまるものと言わざるを得ない。

上記d. については、上述のように、本多論文において、8月3日の時点で福島正則と徳永寿昌が小田原ないし三島辺りにいたとする主張が、一次史料による史料的根拠のない単なる推測にすぎない以上、白峰論文A、白峰論文Bにおける指摘が、本多論文で記されているような「8月5日付けの福島正則・徳永寿昌宛徳川家康書状を読み誤った主張」にはあたらないことは明らかである。

4. 7月18日付明行坊・経聞坊宛稲葉通孝書状についての検討

本多論文では、7月18日付明行坊・経聞坊宛稲葉通孝書状⁽²²⁾について検討しており、白峰論文A、白峰論文Bに対する批判点(上記「1. 本多隆成氏からの批判点について」における⑥、⑦)とも関係するので、その稲葉通孝書状を以下に提示して検討したい。

〔史料3〕「(慶長5年)7月18日付明行坊・経聞坊宛稲葉通孝書状」⁽²³⁾

猶以、態使僧一入致満足候、かしく

為御見舞尊書致披見候、仍関東陣沙汰も相延候由にて、道より令帰宅候、其元隙之時分柄、少度の御出待入候、萬端以面上可申入候、恐々謹言

稲修理亮

□(花押)

七月十八日

明行坊

経聞坊

御返報

この稲葉通孝書状については、すでに白峰論文A、白峰論文Bにおいて検討し、「7月18日付で、稲葉通孝(郡上八幡城主稲葉貞通の三男)は明行坊・経聞坊に対して、「関東陣沙汰」も延びた、ということで、(途中の)道より帰宅した、と報じている。このように、7月18日の時点で上杉討伐の延期により途中から引き返して国許に帰っているということは、稲葉通孝が上杉討

伐の延期を家康サイドから伝えられたのは7月18日よりも前でなければならないことになる。」と指摘した。

この稲葉通孝書状における「関東陣沙汰」について白峰論文 A、白峰論文 B では上杉討伐を指す、と考えて立論しているが、本多論文では、7月18日付明行坊・経聞坊宛稲葉通孝書状における「[関東陣沙汰] が上杉討伐にかかわるものかどうか、疑わしい」と指摘している。

そこで「関東陣沙汰」が上杉討伐を指すのかどうか、という点について検討したい。稲葉通孝は『寛政重修諸家譜』⁽²⁴⁾によれば、稲葉貞通の3男であり、某年に美濃国に生まれた、としているので生年は不明である。没年は慶長11年(1606)であり、同年に伏見で死去している。稲葉通孝の兄である稲葉典通(稲葉貞通の長男)は永禄9年(1566)に美濃国に生まれ⁽²⁵⁾、同じく兄の稲葉秀方(稲葉貞通の次男)は生年不明である⁽²⁶⁾。これらの点を勘案すると、稲葉通孝の生年は長兄の稲葉典通の永禄9年より後であり、長兄の稲葉典通との間に次兄の稲葉秀方がいることから、稲葉通孝の生年を最も早く想定した場合は永禄11年(1568)が生年ということになる。永禄11年以降、没年の慶長11年までの間に関東での戦いに稲葉通孝が参陣した可能性があるのは、慶長5年の上杉討伐を除くと、織田信長の武田勝頼攻め(天正10年〔1582〕)、豊臣秀吉の小田原攻め(天正18年〔1590〕)であるが、いずれも延期にはなっていないことや、この稲葉通孝書状が発給された日付である7月18日とは時期的に整合しないことから武田勝頼攻め、小田原攻めを可能性として考えることはできない。この点を考慮すると、7月18日付明行坊・経聞坊宛稲葉通孝書状における「関東陣沙汰」とは上杉討伐以外には考えられないことになる⁽²⁷⁾。よって、本多論文で「[関東陣沙汰] が上杉討伐にかかわるものかどうか疑わしい」と指摘している点は、想定として成立しないと考えられる。本多論文では「[関東陣沙汰] が上杉討伐にかかわるものかどうか疑わしい」と指摘しながら、それではこの「関東陣沙汰」は、本多氏の考えとしては具体的に何に該当するのか(何年のどのような出来事に該当するのか)という点には言及していないので、本多氏は今後、この点について具体的に論及する必要があるだろう。

また、本多論文では、稲葉貞通・稲葉典通・稲葉通孝がその後、石田三成方であったことから「稲葉通孝が上杉討伐のために東下するようなことはなかったのではないか」と指摘しているが、白峰論文 A、白峰論文 B において指摘しているように、稲葉通孝は7月18日の時点で上杉討伐の延期により途中から引き返して国許に帰っているため、稲葉通孝が上杉討伐に参陣しようとしたのは、7月17日に「内府ちかひの条々」が出される前であったと考えられ、稲葉通孝が上杉討伐のために東下したことは時期的に矛盾しない。

そのほか、本多論文では、白峰論文 A において「稲葉通孝は7月18日の時点で上杉討伐の延期により途中から国許に帰っているとし、18日よりも前に上杉討伐の延期を家康サイドから伝えられたといわれる。もしそうだとすれば、上杉討伐の延期は18日以前に「公然」化していたということになり、他方で、三成の決起が伝わる以前に、上杉討伐の中止と諸大名の西上を徳川中枢サイドで「内密」に決定していたとする白峰氏自身の主張と矛盾することになる。」と指摘している。

この点については、「内密」というのは、上杉討伐の中止と諸大名の西上を決定する過程が「内密」におこなわれた、という意味であり、稲葉通孝に上杉討伐の延期を伝えて「公然」化したとしても論理的に矛盾するものではない。本多論文では全く検討されていないが、7月23日付最上義光宛徳川家康書状写⁽²⁸⁾では上杉攻撃の中止を命じているので、7月25日の小山評定で上杉攻撃が中止されたとする見解は誤りである、とすでに高橋明氏が指摘しているように⁽²⁹⁾、最上義光に対して上杉討伐の中止を個別に命じていることを考慮すれば、稲葉通孝に対して個別に上杉討伐の延期が伝えられたとしても矛盾しないことになる。

次に、本多論文で指摘された、a. 当時の家康と豊臣系諸将との間には、いわゆる主従関係はなかったことに注意しなければならず、確かに会津の上杉討伐で（家康が）豊臣公儀を背負って軍事指揮権は家康に認められていたが、それは会津攻めに限ってのことである、b. よって、無制限に権限を付与されたものとは考えられないので、そのような観点からすれば、白峰論文Aにおいて、石田三成の決起などの情報もない中で、7月18日以前に徳川中枢サイドで一方的に会津攻めを中止して諸大名の西上を決定したり、7月19日に福島正則に西上を命じたとしている点について、どうしてできるのか根本的に疑問である、という点について検討したい。

そもそも東下した諸将の西上の決定は、上杉討伐の中止（延期）と直接関係するので（つまり、上杉討伐を中止しないと西上できない）、上杉討伐に関する家康の軍事指揮権（上杉討伐を続行するのか中止するのかという判断、及び、上杉討伐を中止した場合、指揮下の軍勢の次の軍事目標をどこに設定するのか、という判断）に含まれる、と解釈すべきであろう。当時の家康と豊臣系諸将との間にいわゆる主従関係はなくても、東下した豊臣系諸将は家康の軍事指揮下に入って公戦として上杉討伐が発動されたのであるから、上杉討伐の中止決定も家康の軍事指揮権に基づいておこなわれた。つまり、上杉討伐の決定権は家康自身にあり、諸将と協議する必要はなく、上杉討伐の中止も上杉討伐という軍事作戦の一貫と見なされる。そのように考えれば、白峰論文Aにおいて、7月18日以前の段階で、徳川中枢サイド（家康と少数の側近）では、石田三成の「別心」を見越して上杉討伐を中止して諸大名の軍勢を西上させることが内密に決定していた点や、7月19日に福島正則に西上を命じた点を指摘したことについて整合的に理解できる。そして、7月19日付福島正則宛徳川家康書状は次のように、家康が福島正則に西上を命じた内容であり、福島正則の西上について福島正則と相談したり、諸将と相談したものではなかったことは明らかである。

〔史料4〕「(慶長5年) 7月19日付福島正則宛徳川家康書状写」⁽³⁰⁾

早々其迄御出陣御苦勞共ニ候、上方雜説申候間、人数之儀者被上、御自身(ママ)て(者カ)是迄御越可被成候、委細(ママ)悉(黒田カ)甲斐・徳(「永」脱カ)法印可被申候間不能具候、恐々謹言
七月十九日
清須侍從殿
家康 御判

本多論文では「(7月) 19日に正則に西上を命じたりするというようなことがどうしてできるのか根本的に疑問となる」と指摘しているが、上記の7月19日付福島正則宛徳川家康書状写を読むと、「(7月) 19日に正則に西上を命じたりするというようなこと」を実際に行っているわけであるから、その点は歴史的事実であると認識すべきであろう。

※以下、『別府大学大学院紀要』16号（別府大学会、2014年）に続く。